

入札・契約制度の改善策に係る近年の主な取り組み

①発注標準等の適正化

- 令和3年4月～ 業者選定等の枠組みの抜本的改革
 - ・格付け等級区分の再編
(土木一式：5段階、建築一式：4段階、その他：3段階)
 - ・発注区分の見直し（上位等級業者の少額工事への入札参加の制限）
 - ・最下位等級の上限額の引上げ（土木一式・その他8百万円→1千万円）
 - ・直近上位等級の対象工事に入札参加できる「チャレンジ枠」の設定
(土木一式工事のうち一般土木工事→土木一式工事全般に拡大（令和5年6月～）)
 - ・入札参加要件において求める施工実績・従事経験の条件緩和
(入札参加要件から総合評価へのシフト)

②入札後審査型一般競争入札の拡大

- 平成15年7月～ 入札後審査型一般競争入札の試行を開始（設計金額2億円以上10億円未満の一般土木・建築工事）
- 平成16年7月～ 設計金額1億円以上（特殊工事については設計金額2億円以上）の工事に拡大して試行（WTO対象工事を除く。以下同じ）
- 平成19年4月～ 格付A・B等級対象（土木工事で設計金額3千万円以上）の全工事に拡大
- 平成20年4月～ 格付A～C等級対象（土木工事で設計金額8百万円以上）*の全工事に拡大
(※ 業者選定の枠組みの抜本的改革に伴い、「格付S～C等級」「1千万円以上」に変更（令和3年4月～）)

③総合評価落札方式の拡充

- 平成18年9月～ 簡易型総合評価落札方式の試行を開始（土木部発注工事）
- 平成20年4月～ 設計金額5千万円以上の土木部発注工事で本格実施、他部局発注工事で一部試行
- 平成21年4月～ 設計金額3千万円以上の全部局発注工事で本格実施
- 平成23年6月～ 簡易実績型総合評価落札方式を試行導入（設計金額8百万円（建築工事は1千5百万円）以上3千万円未満*の土木部発注工事）
(※ 業者選定の枠組みの抜本的改革に伴い、「設計金額1千万円（建築工事は1千5百万円）以上5千万円（建築工事は6千万円、その他は4千5百万円）未満」に変更（令和3年4月～）)
- 平成23年8月～ 標準型総合評価落札方式を導入（WTO対象工事）
- 平成24年4月～ 簡易実績型総合評価落札方式を全部局で本格導入
- 平成26年度以降 評価項目の見直しを適宜実施*
(※ 企業の施工能力「ISOマネジメントシステム等の取組」の廃止（令和6年6月～）)
(※ 企業の施工能力「生産性向上の取組（ICTの活用）」の追加（令和6年6月～）)
- 平成29年4月～ 加算点の換算方法の変更
- 令和3年4月～ 総合評価落札方式の抜本的見直し
 - ・企業実績評価の価格帯に応じた縮減（実績確認型はA等級対象工事*に限定、少額工事では企業実績評価を廃止）
(※ 設計金額2億円以上の工事（令和5年6月～）)
 - ・設備等施工体制の評価の充実（工場、作業船等の評価を引上げ）
 - ・評価区分「技術力の継続的な確保」を新設
- 令和5年6月～ 総合評価落札方式の見直し
 - ・施工計画型の対象金額の見直し（設計金額1億円以上→同2億円以上）

④低入札対策

- 平成20年4月～ 低入札価格調査制度において、積算費目ごとに失格判断基準を設定
- 平成21年10月～ 最低制限価格制度の導入（設計金額3千万円未満の工事）
- 平成22年4月～ 簡易型総合評価落札方式において施工体制確認方式を導入

- 平成22年 6月～ 低入札を繰り返す業者の入札からの排除措置（低価格入札者排除措置）の
試行導入（土木部発注工事）
- 平成23年 4月～ 低価格入札者排除措置を全部局で本格実施
- 平成25年 6月～ 調査基準価格及び最低制限価格の上限を廃止

⑤談合等不正行為対策

- 平成13年 7月～ 相指名業者への原則下請禁止及び指名業者の事前公表の廃止
- 平成18年 7月～ 談合情報対応マニュアルにおける談合情報の取扱い判断基準等の改正
- 平成19年 4月～ 契約約款の損害賠償予約条項の強化（10% → 20%）
- 平成21年 4月～ 入札参加資格停止期間の強化
- 平成22年 8月～ 暴力団排除条例施行に伴い、契約の相手方が暴力団員等と判明したときは
契約解除できる旨を契約約款及び特約に規定

⑥施工体制の適正化

- 平成13年 7月～ 請負金額50%以上の下請に係る事前承認制の採用
- 平成22年 4月～ 現場代理人の取扱いについて、直接的な雇用の確認及び常駐条件の緩和
- 平成23年 4月～ 現場代理人の取扱いについて、施工着手前、工場製作及び工事中止期間の
常駐要件の緩和
- 平成24年 4月～ 現場代理人の取扱いについて、常駐義務の緩和、兼務の承認
- 平成31年 4月～ 副現場代理人の設置
- 令和2年10月～ 特例監理技術者制度の導入

⑦入札不調対策

- 平成20年 4月～ 設計金額1億円未満の一般競争入札の1者応札時有効
- 平成25年 2月～ 特例措置（不調対策）の実施
 - ・指名競争入札^{*}の1者応札時有効（※平成26年2月～ 全ての入札に適用拡大）
 - ・相指名業者への下請を原則承認
 - ・主任技術者、現場代理人の兼任要件緩和
- 平成27年 4月～ ・設計金額3千万円未満の入札不調の再発注に指名競争入札への変更可能

⑧社会保険等未加入対策

- 平成26年11月～ 平成27・28年度格付けから未加入業者の排除
- 平成27年 1月～ 個別入札から未加入業者の排除
- 平成27年 4月～ 元請業者に対する未加入業者との一次下請契約の禁止措置（下請代金総額
3千万円（建築工事は4千5百万円）以上の工事）
《違反した場合の元請業者へのペナルティ》
* 制裁金の徴収 * 入札参加資格停止措置 * 工事成績評定点の減点
- 平成28年 4月～ 元請業者に対する未加入業者との一次下請契約の禁止措置について、全て
の工事に拡大
- 平成29年10月～ 元請業者に対する未加入業者との下請契約の禁止措置について、二次以下
の全ての下請契約に拡大（違反した場合の元請業者へのペナルティも同時施
行）

⑨地域防災力の強化

- 平成24年 4月～ 災害復旧工事（設計金額3千万円未満）に指名競争入札を適用
- 平成27年 6月～ 防災対策事業に係る工事（設計金額3千万円未満）に指名競争入札を適用
- 平成30年 7月～ 災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し
 - ・緊急度が極めて高い本復旧工事等においては随意契約を適用可能
 - ・一定の期日までに完了させる必要がある本復旧工事において、
設計金額3千万円以上1億円未満の工事にあつては指名競争入札、
設計金額1億円以上の工事にあつては実績確認型を適用可能

- 令和3年 4月～ 災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し
 - ・災害復旧工事全般において、
 - 設計金額1億円未満の工事にあつては指名競争入札、
 - 設計金額1億円以上の工事にあつては実績確認型を適用

⑩地域維持型契約方式の推進

- 平成23年 4月～ 事業協同組合への維持管理工事の一括発注を一部試行（新居浜市）
- 平成28年度以降 維持管理工事における地域維持型契約方式を拡大